

○大和川右岸水防事務組合総務課長専決規程

制 定 平 20. 4. 1 管 10

第 1 条 総務課長は別に定めがある場合を除くほか、この規定の定めるところにより管理者の権限に属する所管事務を専決することができる。

第 2 条 総務課長の専決できる事例は、次のとおりとする。

- (1) 本組合の規約第 11 条に規定する職員で常勤の者（以下「職員」という。）の休暇の承認に関すること
- (2) 職員の日帰りの出張を命ずること
- (3) 職員の時間外勤務に関すること

2 前項により専決できる事項であっても、異例若しくは規定の解釈上疑義のあるもの又は総務課長が重要と認められるものについては、事務局長の決裁を受けなければならない。

第 3 条 総務課長は非常災害時その他場合において緊急の必要があるときは、前条の規定にかかわらず機宜の処置をとることができる。ただし、実施後遅滞なく事務局長に報告しなければならない。

附 則（平 20. 4. 1 管 10）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。